

交通部各所属長  
各警察署長 殿

交 通 部 長

妨害運転等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処について（通達）

「あおり運転」と呼ばれるような悪質・危険な運転に対する諸対策については、これまで「いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処について」（通達・令和2年5月26日交企発第380号、以下「旧通達」という。）により指示していたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律により、妨害運転に対する罰則の創設等が行われ、本日施行された。

また、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律により危険運転致死傷罪の対象行為に妨害目的運転等が追加され、本年7月2日から施行される。

これらの趣旨を踏まえ、下記のとおり、抑止と厳正な指導取締りのための諸対策を一層推進されたい。

なお、旧通達については廃止する。

#### 記

#### 1 広報啓発活動の推進

広報啓発については、別途送付する広報用リーフレットを市町の交通安全対策協議会や道路管理者、交通安全協会、自動車教習所、安全運転管理協議会等をはじめとした交通関係機関・団体に提供し、ホームページや広報誌等への掲出等について依頼するなど、連携した活動を行うほか、スーパーマーケット等の自動車利用者による来店が頻繁な商業施設等に対し、同リーフレットの掲出等について協力を求めること。

また、更新時講習や安全運転管理者等に対する講習、交通安全イベント、交通安全教室等の場においても同リーフレットを活用した効果的な活動を推進すること。

#### 2 妨害運転等に対する厳正な捜査の徹底及び未然防止に向けた指導取締りの推進

他の車両等の通行を妨害する目的で行われる悪質・危険な運転が関係する事案を認知した場合には、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、創設された妨害運転罪や危険運転致死傷罪（妨害目的運転）等のあらゆる法令を駆使して、厳正な捜査を徹底すること。

また、妨害運転等の悪質・危険な運転を未然に防止するため、車間距離不保持、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反等の道路交通法違反について、積極的な交通指導取締りを推進す

ること。

### 3 迅速かつ積極的な行政処分の実施

道路交通法の改正に伴い、妨害運転をした者は、当該行為のみで運転免許の取消処分の対象となることから、このような運転を行う悪質・危険な運転者を早期に排除するため、迅速な行政処分を行うこと。また、妨害運転罪や危険運転致死傷罪（妨害目的運転）等の適用が困難で、点数制度による処分に至らない場合であっても、悪質・危険な運転に起因し暴行、傷害、脅迫、器物損壊等が伴う場合等には、当該事件内容を精査し、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められるときは、危険性帯有（道路交通法第103条第1項第8号）に係る行政処分を積極的に行うこと。

### 4 本部担当課との連携

妨害運転等について認知した場合は、厳正な捜査と行政処分の早期実施の観点から交通指導課及び運転免許センターと緊密な連携を図ること。